

香川おもいやりネットワーク事業入居債務保証支援モデル事業

入 居 債 務 保 証 契 約 書

保証対象契約の表示

- 1 契約の年月日
- 2 契約の対象物件の内容
 - (1) 賃貸人氏名及び住所
 - (2) 借借人氏名及び住所
 - (3) 構造又は名称
 - (4) 貸付面積
 - (5) 賃料（1か月分）
 - (6) 共益費（1か月分）

(契約の締結)

第1条 香川おもいやりネットワーク事業参画社会福祉法人施設・社会福祉協議会（以下「甲」という。）と賃貸人（以下「乙」という。）は下記の事項を双方承諾の上、表示契約に関して入居債務保証契約を締結する。

(契約期間)

第2条 本契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(契約の変更)

第3条 表示事項に変更があった場合は、乙は甲と第1条の契約を変更しなければならない。

(保証の対象)

第4条 保証の対象は、下記に定めるとおりとする。

- (1) 滞納家賃（建物質料、共益費）
- (2) 残存動産処分にかかる費用
- (3) 退去に伴う原状回復費用にかかる費用

(賃借人の通知義務)

第5条 乙は、家賃の滞納が累計で2か月分となった時点で、または、賃貸借契約を解除した場合は、甲に対しその旨を通知しなければならない。

(保証の優先順位)

第6条 第4条に規定する保証について、別途敷金が支払われている場合は、敷金からの支出を優先する。

(保証の限度額)

第7条 保証の限度は下記に定めるとおりとする。

- (1) 滞納家賃の限度額は、月額家賃の3か月分に相当する額とする。
- (2) 残存動産処分及び原状回復に係る費用の限度額は、合計で10万円とする。
- (3) 本条で定める月額家賃は、生活保護制度における当該市町の住宅扶助費の月額家賃を上限とする。

(原状回復の考え方)

第8条 原状回復に当たっては、国土交通省による「原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについて」(平成23年8月再改定版)の内容を基準とする。

(契約の解除)

第9条 甲は、賃借人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、解除した旨を乙に対しても通知することとする。

- (1) 表示契約にかかる物件に関して、甲と賃借人が締結する「入居保証利用契約」が解除されたとき
- (2) 表示契約にかかる物件に関して、乙と賃借人が締結する「賃貸借契約」が解除されたとき

(契約の再申請)

第10条 第2条に規定する保証の期間満了後、乙が引き続き入居債務保証を受けようとするときは、第1条に規定する契約を再度締結しなければならない。
2 乙が契約の再締結を希望する場合は、甲に対して期間満了日の6か月前から2か月前の間に契約の再申請を行わなければならない。

(賃借人が死亡した際の残存動産の処分)

第11条 賃借人が死亡した際の残存動産処分は、下記のとおりとする。

- (1) 賃借人が死亡したときは、甲は残存動産の処分に伴う費用を支出する。
- (2) 甲は、残存動産を処分した際の収入を保証債務の履行に充当することができる。保証債務を履行した後残額が生じた場合は賃借人の相続人に返還するものとする。

(賃借人が行方不明時の残存動産の処分)

第12条 賃借人が香川おもいやりネットワーク事業入居債務保証支援モデル事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第16条第4号に該当した場合、残存する動産の所有権を放棄し、甲が処分することに異議を述べないものとする。
2 甲は、残存動産を処分した際の収入を保証債務の履行に充当することができる。保証債務を履行した後残額が生じた場合は賃借人または賃借人の相続人に返還するものとする。

(表示物件管理のための立入)

第13条 甲は、表示物件管理のため必要と認めるときは、乙の了解のもと当該物件内に立ち入ることができるものとし、賃借人はこれに協力しなければならない。

(委任)

第14条 この契約に定めるもののほか、実施要綱によるものとする。

以上の契約の証として、本契約書を2通作成し、甲及び乙双方が署名又は記名及び押印の上、各自が1通を保有する。

平成 年 月 日

香川おもいやりネットワーク参画法人社会福祉施設・社会福祉協議会
保証人(甲) 住所

氏名

印

賃貸人(乙) 住所

氏名

印